

地下水揚水施設の設置（変更）届出の必要書類 及び設置後の手続きについて

大田区では、揚水施設(井戸)設置等に係る手続き等の見直しを行い「大田区揚水施設設置等に係る事務取扱要綱」(平成31年1月16日環対第10613号。以下「要綱」という。)を制定しました。

揚水施設設置等に係る手続きは、次に示す要綱の規定に基づき行っていただきます。(一部例外あり。)

◆ 要綱の施行日

平成31年4月1日施行。

◆ 揚水施設設置（変更）届出に必要な書類

届出時期：設置工事開始日の30日前

届出書：要綱第3条第1項に規定する「**地下水揚水施設設置（変更）届出書**」（第1号様式）に次に示す書類を添付してください。

添付書類：別表第1（第3条関係）

- (1) 揚水施設設置予定地の案内図及び周辺の状況図
- (2) 配置図（井戸・水量測定器等の位置図、給水(配水)系統図、排水系統図）
- (3) 井戸の構造図（据付図）
- (4) 揚水機の仕様（性能）が確認できるもの（カタログ等、揚水性能曲線含む。）
- (5) 水量測定器の仕様を確認できるもの（カタログ等）
- (6) 水位計の仕様を確認できるもの（カタログ等）
- (7) 地質柱状図（近隣の柱状図を参考とする。）
- (8) 設置予定地付近の写真
- (9) 工事工程表
- (10) その他区長が必要と認めるもの（法律の規定による許可証の写し等）

◆ 揚水施設の設置（変更）工事の完成報告に必要な書類

報告時期：設置工事完成後、速やかに

報告書：要綱第4条に規定する「**地下水揚水施設完成報告書**」（第2号様式）に次に示す書類を添付してください。

添付書類：別表第3（第4条関係）

- (1) 揚水施設設置時等の施工写真（施工状況が確認できるもの）
- (2) 揚水試験を実施したときは、その報告書の写し
- (3) 地質柱状図（さく井後の柱状図）
- (4) 工事実施工程表
- (5) その他区長が必要と認めるもの

◆ 揚水施設の設置後の手続き

揚水施設設置後は、次に示す手続きが必要となります。

届出時期：事実の発生後、速やかに

1. 氏名等変更届（要綱第5条第1項）

★設置者等の名称及び所在地等が変更。

「地下水揚水施設氏名等変更届出書」（第3号様式）

2. 廃止届（要綱第5条第2項）

★揚水施設の廃止。

「地下水揚水施設廃止届出書」（第4号様式）

3. 承継届（要綱第6条第2項）

★揚水施設を譲り受けた若しくは借り受けた者又は相続、合併等。

（例：分譲マンションで設置者（販売者）から管理組合（購入者）へ引き継いだ場合。）

「地下水揚水施設承継届出書」（第5号様式）

4. 揚水量の報告（要綱第8条第2項）

★地下水の揚水量を報告（1回/年）

「地下水揚水量報告書」（第7号様式）

「別紙1. 別紙2」

揚水量の報告については、例年1月中に区から報告依頼の案内が郵送されますので、案内に従って2月末日までに報告をお願いします。（報告は、ファックス送信でも「可」としています。）

◆ 条例の規定に基づく揚水施設の設置

届出時期：設置工事開始日の30日前

届出書：条例施行規則第41条に規定する「指定作業場設置・変更届」（条例第16号様式）に要綱第1号様式裏面の別紙及び別表第2に示す書類を添付してください。

適用施設：浴室の床面積の合計が150平方メートルを超える公衆浴場で揚水施設を有するもの（条例第2条第8号に規定する指定作業場（条例別表第2第29号））

法律の適用：当該揚水施設で、揚水機の吐出口断面積が6平方センチメートルを超えるものは「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号。（略称「ビル用水法」という。））に基づく、東京都知事の許可が必要となります。許可を取得してから届出等の手続きをお願いします。また、届出時に許可証の写しを添付して下さい。

◆ 提出部数

この要綱の規定による届出又は報告は、届出書又は報告書（必要な関係書類等の添付書類を含む。）の正本にその写し1通を添えて提出してください。（揚水量報告は除く。）

※届出書等の様式類は、大田区ホームページからダウンロードしてご使用ください。

アドレス（URL）

<http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/sumaimachinami/kankyou/mizu/index.html>

◆ お問合せ先

大田区 資源環境部環境政策課 環境政策担当

電話 03-5744-1369

FAX03-5744-1532